

## 東日本大震災の被災者である相続人について相続放棄等の熟慮期間を延長する法律が成立しました。

(平成23年6月21日施行)

この法律は、東日本大震災の被災者である相続人について、原則として、相続の承認または放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するものです。

詳細については、法務省ホームページ  
([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00092.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00092.html))をご覧ください。